

青森県報

第二千五百七十二号

平成十七年
十二月二十八日
(水曜日)

目 次

告 示

平川市の設置に伴う人口.....	(市)	振興課	一
南部町の設置に伴う人口.....	(同)	()	一
新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更.....	(同)	()	一
字区域の変更.....	(同)	()	一
生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉)	課	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(同)	()	二
生活保護法による介護機関の指定.....	(同)	()	二
右 同.....	(同)	()	三
結核予防法による医療機関の指定.....	(保健衛生課)	()	三
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....	(同)	()	四
結核予防補助金の基準.....	(同)	()	四
農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正.....	(構造政策課)	()	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(河川砂防課)	()	四
右 同.....	(同)	()	五
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課)	()	六
土地区画整理組合の解散の認可.....	(都市計画課)	()	六
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課)	()	六
正 誤.....	()	()	六
平成十七年十二月二十六日定例告示中.....	(団体経営)	(改善課)	七
平成十七年十二月十九日定例告示中.....	(農村整備課)	()	七

告 示

示

青森県告示第九百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十八年一月一日から、南津軽郡平賀町、同郡尾上町及び同郡碓ヶ関村を廃し、その区域をもって平川市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六号第一項及び第七十七号第一項の規定による南津軽郡及び同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡 三万八千五百七十四人
平川市 三万六千四百五十四人

青森県告示第九百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十八年一月一日から、三戸郡名川町、同郡南部町及び同郡福地村を廃し、その区域をもって三戸郡南部町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七号第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

南部町 二万二千五百九十六人

青森県告示第九百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十号第一項の規定により、中泊町長から中泊町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、次の一の土地を中泊町大字小泊字折戸に、次の二の土地を中泊町大字小泊字下

前に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 北津軽郡中泊町大字小泊字折戸一四の一、二二の一、二二の二、一三三、一五の三、二六の一、二七の一、三六の二、三八の二、三八の三、三八の四、三九、五一の一、五一の二三、五一の二四、大字権現崎国有林一の地先公有水面埋立地 二六、六二一・二三平方メートル
- 二 北津軽郡中泊町大字権現崎国有林一の地先公有水面埋立地 六〇、三四五・一七平方メートル

青森県告示第九百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、平賀町長から平賀町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡平賀町
大字新屋字平野三三、三三の一、三三の二、三三の三、三三の四、三三の五、三三の六及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部を大字尾崎字稲元に編入する。

青森県告示第九百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ふじの調剤薬局	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成十七・一

青森県告示第九百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
神内科胃腸科医院	八戸市大字鍛冶町六三	平成十七・一〇

青森県告示第九百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	所在地	指定年月日
有会社社ヒマワリ	青森市古川三丁目一九の一	青森市古川三丁目一九の一	平成十七・三・一
医療法人芙蓉会	青森市大字雲谷字山吹九三の一	青森市妙見三丁目一の一	平成十七・二・一六

有限会社社介 サードビ スしらゆり	社会福祉法人 フアミリー	有限会社介 護の森	有限会社社 介	社会福祉法人 フアミリー	株式会社三 協医科器械	医療法人美 蓉会	医療法人幸 仁会	社会福祉法 人弘前豊徳 会	社会福祉法 人弘前豊徳 会	有限会社博 愛会ケアサ ーセンター
弘前市大字福 村字福富五六	三戸郡五戸町 字姥堤三四の	五所川原市字 下り枝一三の	つがる市木造 千代町三二の	三戸郡五戸町 字姥堤三四の	岩手県紫波郡 矢巾町流通セ ンター南一丁 目七の七	青森市大字雲 の谷字山吹九三	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の二四九	弘前市大字大 川字中桜川一 八の一〇	青森市大字大 野字葛野一八 〇	南津軽郡藤崎 大字藤崎五 西村井六の五
"	"	"	"	福祉用具 貸与	"	"	短期入所 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	"	"
有限会社社介 サードビ スしらゆり	ケアステーシ ョンハピネス はちのへ	介護の森ヘル ソンスターシ ル	介護センタ ー	ケアステーシ ョンハピネス はちのへ	株式会社三協 医科器械福祉 事業部	訪問看護ステ ーションマザ ー	訪問看護ステ ーションみち のく	短期入所生活 介護センター ハ	グループホ ールあんしん ハウス	グループホ ールレサ苑
弘前市大字福 村字福富五六	八戸市大字新 荒町一三の	五所川原市字 下り枝一三の	つがる市木造 朝日一三の六	八戸市大字新 荒町一三の	八戸市沼館二 丁目三〇の三	青森市妙見三 丁目一の一	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の二四九	弘前市大字大 川字中桜川一 八の一〇	青森市大字大 野字若宮一五 の九	南津軽郡藤崎 大字林崎一 宮本六七の一
一七・三・一	一七・二・一	一七・三・一	一七・三・八	一七・二・一	一七・三・一	一七・二・一六	一七・三・二四	一七・三・一	一七・二・一三	一七・二・一六

青森県告示第九百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人心和会	青森市大字大別内字葛野一八〇	指定居宅介護支援事業所「がねはま」	青森市大字大別内字葛野一八〇
社会福祉法人フアミリー	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	ケアステーションハピネスはちのへ	八戸市大字新荒町一三の二
有限会社介護の森	五所川原市字下り枝一三の二	介護の森居宅介護支援事業所	五所川原市字下り枝一三の二
有限会社とわだサンライフ企画	十和田市大字奥の瀬字立石二〇二	居宅介護支援事業所和つづる	十和田市大字奥の瀬字立石二〇二
"	"	"	"

青森県告示第九百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十二条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
おひさまクリニック 財団法人シルバリア ハビリテーション協 会シルバリア病院 田向調剤薬局 中園内科クリニック	青森市橋本一丁目九の二六 八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四 四 八戸市大字田向字野堰二の五 八戸市大字田向字野堰二の七	平成一七・三・一六 一七・二・一 一七・三・一 一七・三・一八

青森県告示第九百六十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
片桐内科医院 神内科胃腸科医院	青森市浪打一丁目一の二 八戸市大字鍛冶町六三	平成二七・九・三〇 一七・二・三〇

青森県告示第九百六十七号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）第二条第一項の規定により平成十七年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
<ul style="list-style-type: none"> 一 七十五円に保健所でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 二 四百四十七円に医療機関（保健所を除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 三 九十円に保健所で七〇ミリメートルミラーカメラ 	<ul style="list-style-type: none"> 学校又は施設の長が結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費

- メラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額
- 四 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額
- 五 百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額
- 六 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額
- 七 百六十八円に保健所で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額
- 八 千六百九十五円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額

青森県告示第九百六十八号

平成十六年四月一日青森県告示第百五十八号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から適用する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表三アールの項中「南津軽郡碓ヶ関村」を「平川市のうち、平成十七年十二月三十一日現在における碓ヶ関村」に改める。

青森県告示第九百六十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

丑ヶ沢一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は、町道桜町五号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	東津軽郡外ヶ浜町		蟹田丑ヶ沢	一四の四一〇
二				一四の一
三				一四の一
四				一四の一
五				五の九
六				六の四一
七				五の一
八				六の三八

青森県告示第九百七十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 鶴喰一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱五号を結んだ線は、市道鬼沢・菖蒲沢二号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	鬼沢	菖蒲沢	一九六の二
二				三九
三				一八六の二三
四				四二の一
五				一一九の五地先

二 野渡二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱六号と標柱七号を結んだ線は、市道一野渡・野尻四号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	一野渡	野尻	二四七の二
二				一九二
三				一九五
四				五八
五				五三の一
六				四八
七				四八

三 唐竹二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	南津軽郡平賀町
"	"	"	"	"	"	"	"	唐竹
"	"	"	"	"	"	"	"	苺原
六六の一	六六の一	六六の一	六六の一	六五の二	六四の三	七六の一	七六の二	地番

青森県告示第九百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十七年十二月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
百石町
- 二 都市計画事業の種類
八戸都市計画公園事業（六・六・三号いちよう公園）
- 三 事業施行期間
平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
変更なし

公 告

土地区画整理組合の解散の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合の解散を平成十七年十二月十九日認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡尾上町大字新屋町字松下三三の三、三五の一から三五の三九までの二及び五の三から五の六まで、五の字松下三五の一三先	弘前市大字早稲田四丁目一の八 有限会社東都宅建
南津軽郡藤崎町大字藤越字東一本木二の一の二、二の六及び二の三	南津軽郡藤崎町大字藤越字東一本木二の一の四 福士貫蔵
南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野三八の七、四二の二、四三の二及び四四の二	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野四四の二 福士タミ

平成二七・二・二九 第二五七九号	発行年月日 発行番号
公 告	区 分
三	ペ ー ジ
上	段
後 ろ か ら 六	行
2 縦 覧 の 場 所	誤
三 縦 覧 の 場 所	正

農
村
整
備
課

平成二七・二・二六 第二五七一号	発行年月日 発行番号
告 示	区 分
第 九 四 九 号	番 号
一	ペ ー ジ
下	段
後 ろ か ら 一 二	行
十 七 月	誤
十 二 月	正

団
体
経
営
改
善
課

正
誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭